

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森次 茂廣

被告

意見書

令和4年2月10日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

頭書事件における原告の令和4年1月31日付け意見書に対し、次のとおり、意見を具申する。

第1 検証事項（5 確認事項）の選択が不適切であること

振動測定方法には、計測目的に応じて、①振動規制法に基づいて規制基準との適合状況を調べるための測定と、②振動の実態把握、対策検討のための測定の2種類がある。

そして、振動測定方法の選択によって、計測すべき事項は変わってくるのであり、またそれに応じて使用すべき計測機器及びその組み合わせも変わってくる。

例えば、振動騒音計測機器メーカーの最大手リオン株式会社のHP¹では、目的別で計測機器を検索できるようになっているところ、そこには複数の目的が挙げられており、そのうち「環境振動」が上記①に対応するものである。上記

¹ <https://svmeas.rion.co.jp/products/applicationsearch>

②については、把握しようとする実体や対策検討事項の具体的対象に応じて、リオン株式会社のHPでは「機械振動」、「人体振動」等の目的で整理されている。原告がこれまで制作してきたという振動測定プログラムは、リオン株式会社のHPでいう目的「その他」の「発破振動を測定したい」に当たり、必要に応じて計測機器を選択及び組み合わせることとなる。例えば、原告が上記意見書にて確認事項として主張する最大値（ピーク値）を計測するならば、リオン株式会社のHP目的別検索の「その他」「発破振動を測定したい」「システム構成例2」を選択しなければならないが、ここで使用される振動計測機は、サイレントロボ（乙3）で使用されている振動計測機 VM-52 の後継機である VM-55 ではなく、VM-83 等の他の機器を使用しなければならない²。

サイレントロボは、上記①、リオン株式会社のHPでいう「環境振動」を測定するものだが、原告が上記意見書で主張する確認事項（騒音・振動のピークを捉えることや、瞬間的な振動や騒音を測ること等）は、「環境振動」ではなく「発破振動」に関するものであり、サイレントロボに係るプログラムの検証のための事項として不適切である。

第2 検証に用いるハードについて

1 乙第23号証は、依拠性の反証として、原告が主張する複製権侵害時点よりも以前の、サイレントロボを製作した当初の平成15年、平成16年頃のプログラム（乙23）として提出している（原告が主張する複製権侵害時点よりも後に制作された現在のサイレントロボのプログラムは、依拠性の反証になり得ないため）。

この点、原告は、検証に用いるハードとして、サイレントロボの用意を主張する。

しかし、サイレントロボのハードは、平成15年、同16年頃のハード（乙

² <https://svmeas.rion.co.jp/products/applicationsearch/2/208/205740/2>

23が使用されていた当時のハード)からバージョンアップしており(例えば乙3のシステムブロック図のBOXコンピューターにつき、現行機は乙3のBOXコンピューターよりも上位機種を使用している)、このハードのバージョンアップに応じて、プログラムもバージョンアップしている。そのため、乙23号証のプログラムが、現在のサイレントロボのハードで機能するか、現時点では分からないため、確認中である。(例えば、乙第23号証のサイレントロボのプログラムは、Microsoft Visual Basic6.0で制作されているところ、そのプログラムが現在のハードに作用するか等)。

なお、現在のサイレントロボに搭載されているプログラムの提出を裁判所が求めるならば、提出する用意が被告にはある。

第3 その他

検証実施場所にて、被告本社で行うことは許諾する。ただし、専門委員と原告代理人の被告本社立ち入りは認めるが、原告本人の被告本社立ち入りは認めない。

また、検証に係る費用について、先立って当事者が立て替える必要があると拝察するところ、本件は原告の求めによるものだから、原告が立て替えるものとする。

以 上